

外国送金等外国為替取引をご利用のお客さまへ

株式会社七十七銀行

弊行では、「外国為替及び外国貿易法」および「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に加え、「米国 OFAC 規制」等、各国関連法規制等を遵守するとともに、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与を防止する態勢の強化に取り組んでおります。

つきましては、お客さまからご依頼を受けた外国送金等が「外国為替及び外国貿易法」における規制取引および「米国 OFAC 規制」の対象取引に該当しないこと、ならびにご送金の受取人（法人の場合は実質的支配者を含みます）が資産凍結等経済制裁対象者に該当しないことについての申告をいただいたうえで、送金の原資、海外へのご送金理由もしくは海外からのお受取理由、送金の相手方とのご関係、受け取られる資金の用途などを厳正に確認するため、ご説明や確認資料のご提示をお願いしております。

注. 弊行が依頼したご説明や確認資料のご提示にご協力いただけない場合のほか、ご説明や資料のご提示の結果、弊行の判断によりお取引をお断りする場合がございますので予めご了承ください。

1. 「外国為替及び外国貿易法」に基づく支払等規制について

「外国為替及び外国貿易法」（以下「外為法」という。）第 17 条で規定されている銀行等の確認義務等の確実な実施のため、「貿易に関する支払規制」および「資金用途規制」等にお客さまのお取引が該当しないことを確認させていただいております。

つきましては、以下に該当するお取引がある場合には、弊行に対して申告いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

＜外為法に基づく送金の規制（北朝鮮・イラン・ロシア関連抜粋）＞

（1）北朝鮮の「貿易に関する支払規制」

- ▶ 北朝鮮を原産地または船積地域とする全ての貨物の輸入または仲介貿易に係るもの
- ▶ 北朝鮮を仕向地とする全ての貨物の仲介貿易に係るもの

（2）北朝鮮の「資金用途規制」

- ▶ 「北朝鮮のミサイル又は大量破壊兵器の計画に関連する者」への支払
- ▶ 「北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連計画に関与する者」への支払
- ▶ 「北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連又はその他の大量破壊兵器関連の計画又は活動に貢献し得る活動」に係るもの

（3）北朝鮮に対する「支払の原則禁止」

- ▶ 人道目的かつ 10 万円以下の場合を除き、北朝鮮に住所等を有する者に対する支払の原則禁止

（4）イランの「資金用途規制」

- ▶ イラン関係者による本邦の核関連企業への投資に係るもの
- ▶ 「イランの核活動等及びイランへの大型通常兵器等の供給等に関連する活動」に寄与する目的で行われるもの
- ▶ 「イランの核活動等に関与する者」への支払

(5) ロシア関連

- ▶ 資産凍結等措置の対象となるロシア・ベラルーシの個人・団体への支払等
※資産凍結等措置の対象となるロシア・ベラルーシの団体（ロシア中銀を除く）により株式の総数又は出資の総数の50%以上を直接に所有されている団体への支払等を含む
 - ▶ 資産凍結等措置の対象となる「クリミア『併合』又はウクライナ東部の不安定化に関与する者、並びに『ドネツク人民共和国』（自称）及び『ルハンスク人民共和国』（自称）関係者」への支払等
 - ▶ ロシアの特定銀行、ロシア政府等による証券の発行等に係るもの
 - ▶ 以下の地域を原産地及び仕向地とする輸出入に係るもの
①クリミア自治共和国、②セヴァストポリ特別市、③ドネツク人民共和国（自称）、④ルハンスク人民共和国（自称）
 - ▶ ロシア・ベラルーシとの特定品目の輸出入・特定団体への輸出に係るもの
 - ▶ ロシア・ベラルーシ向け特定技術、サービス等の提供に係るもの
 - ▶ ロシアおよびロシア法人等に対する対外直接投資に係るもの
 - ▶ ロシア原産の特定品目（原油、石油製品等を含む）にかかる輸出入制限に係るもの
- 注. 詳細は財務省・経済産業省のホームページをご参照ください。

【財務省】 <https://www.mof.go.jp> 【経済産業省】 <https://www.meti.go.jp>

2. 米国 OFAC 規制に関する留意点について

米国の財務省外国資産管理室（OFAC）は、外交政策・安全保障上の目的から、米国が指定した国・地域や特定の個人・団体などについて、取引禁止や資産凍結などの措置を講じており、そうした規制は OFAC 規制と呼ばれています。弊行では、お客さまのお取引が、米国法規遵守の観点から OFAC 規制にかかるお取引に該当しないことを確認させていただいております。直接的な送金人や受取人が制裁対象者に該当しない場合でも、送金の背景にあるお取引の関係当事者（受取人の実質的支配者等）や関係地等が制裁対象である場合は、当該送金取引も制裁対象に該当することになります。

▶ 以下の（１）、（２）いずれかに該当する、米ドル建てのお取引

- (1) お取引の関係当事者（一般的に、輸入者・輸出者、お取引に関与する銀行・船会社、荷受人、輸送船、送金依頼人・受取人、保証の受益者を指します）の所在地や、お取引の関係地等（一般的に、原産地、船積地、仕向地、船籍等を指します）に、イラン、スーダン、キューバ、北朝鮮、シリア、ベネズエラ、ウクライナのクリミア地域、「ドネツク人民共和国」（自称）、「ルハンスク人民共和国」（自称）が含まれている。
 - (2) 米国政府により、特定テロリスト、特定麻薬取引者、特定大量破壊兵器取引者および核拡散防止上問題のある法人・個人等として特定されている者がお取引に関係している。
- ▶ 米ドル建てではなくても、上記（１）または（２）に該当し、かつ以下に該当するお取引
米国人（米国外の支店・子会社等の法人を含む）、米国居住者および米国内の法人・金融機関・団体等（非米国法人・金融機関の在米支店・子会社等を含む）がお取引に関与している。
- ▶ その他、OFAC が二次的制裁の対象として指定する特定のイラン関連取引等。
- 注. OFAC 規制の詳細については OFAC のホームページ（英文）をご参照ください。

【米財務省】 <http://www.treasury.gov>

お客さまのお取引が OFAC 規制に該当する、または該当する恐れがある場合には、弊行よりお取引の内容を確認させて頂き、その結果によっては、弊行の判断により、当該お取引の中止又は取消等を行うことがございます。お取引内容の確認については、弊行の調査とは別に、送金経路銀行、または送金受取銀行である金融機関が別途独自の調査を実施する可能性がございます。

また、OFAC 規制による理由で資産凍結の措置が講じられた場合、お取引の代り金としてお預かりした資金の返却は致しかねます。そうした場合にはお客さま自身にて、OFAC に対する凍結解除の申請等、然るべきご対応をいただく必要がございますので予めご承知おきください。